

昭和二十五年十二月二十三日受領
答 弁 第 一 四 号

(質問の 一四)

内閣衆質第一四号

昭和二十五年十二月二十三日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員浦口鉄男君提出公職追放令等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浦口鉄男君提出公職追放令等に関する質問に対する答弁書

一 公職資格訴願審査委員会が廃止された後の訴願の処理に関する具体的方法について、は目下関係方面と交渉中である。

二 講和成立後の追放令の存廃については、目下のところ判明しない。

三 公職追放令についても二によつて御了解願いたい。

右答弁する。